

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	休業・休日営業の承認	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則	
根 拠 条 項	第4条	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	基 準	<p>(休業, 休日営業承認手続)</p> <p>第4条 卸売業者, 仲卸業者又は関連事業者は, 開業日に休業し, 又は休日に営業しようとするときは, あらかじめ休業・休日営業承認申請書を市長に提出してその承認を受けなければならない。</p> <p>* 休業・休日営業承認申請書は, 別紙様式第1号とする。</p>
	参 考 事 項	原則として、申請があった場合には承認を行う。
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3日(休日を除く)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)